第58号議案

町の区域の設定並びに町の区域及び 名称の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市内の町の区域を設定し、並びに町の区域及び名称を別紙調書のとおり変更する。

平成25年3月4日提出

亀岡市長 栗山 正隆

別 紙

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更調書

町	地	番	付	<u></u> 記
篠町篠合戦野	4			
"	4の1			
"	4の2			
"	5			
"	6の1			
"	7			
"	9の乙			
"	2401			
"	2402			
"	24の乙			
"	24の丙	,		
"	25の1			
"	2502			
"	2904			
n,	2905			
n,	3 0			
JJ	3001			
II.	3002			
II.	3 1			
JJ	3201			
JJ	3203			
"	3204			
IJ	3205			
IJ	32の乙	ı		
11	32の丙	•		
II	4301	0		
篠町篠牧田	1の1			

町	地番	付 記
篠町篠牧田	2	
II.	3	
II.	4	
II.	4の乙	
II.	5 の 1	
JJ	5 Ø 2	
JJ	6の1	
JJ	6 の 2	
II.	7	
JJ	8	
JJ	9	
JJ	1 0	
II.	1 1	
JJ	1 2	
II.	1 4	
JJ	1 5	
II.	1 6	
II.	1 7	
II.	1 8	
II.	1 9	
II.	2 0	
II.	2101	
II.	2102	
II .	2201	
II.	2202	
II.	2 3	
II .	2 4	
JJ	2 5	
JJ	2 6	
II .	2 7	
JJ	2 8	

町	地	番	付	記
篠町篠牧田	2 9			
II .	3 0 C	1		
,,	3 0 0	2		
,,	3 1			
,,	3 2			
JJ	3 3			
JJ	3 4 0) 1		
JJ	3 5 0) 1		
JJ	3 6 0) 1		
"	3 6 C	2		
JJ	3 8 0) 2		
II .	380	4		
II.	5 5 C	3		
II	5 7 C) 1		
JJ	5 8			
II	5 9 C) 1		
II.	5 9 C	2		
IJ	6 0 C) 1		
JJ	6 0 C	2		
IJ	6 1			
IJ	6 2 C) 1		
IJ	6 2 C	2		
IJ	6 2 T	3		
IJ	6 3 C) 1		
IJ	6 3 C	2		
IJ	6 4 C) 1		
JJ	6 4 C	2		
II.	6 5			
"	6 6			
"	6 7			
"	6 8 C	1		

町	地番	付 記
篠町篠牧田	6802	
ı,	6901	
ıı	6902	
"	7 0	
ıı	7101	
"	7201	
ıı	7 4	
"	7 5	
"	7 6 O 1	
"	7602	
"	7701	
ıı	7801	
II.	7802	
ı,	7 9	
篠町篠松ケ池	1 Ø 1 0	
ı,	2 Ø 5	一部
ı,	1001	IJ.
11	1101	"
"	1102	
篠町篠芦原	5504	
11	5506	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路の一部 をもって篠町夕日ケ丘三丁目を設定する。

町	地	番	付	記
篠町篠松ケ池	2の5	5	1	部
n,	9の3	3		
n,	1001		<u> </u>	部
II.	1101	1	"	

上記の土地及びその土地に介在する水路を篠町夕日ケ丘一丁目に変更する。

備考 地番は、平成25年1月22日現在のものである。

町の区域の設定並びに町の区域及び 名称の変更について

土地区画整理事業の施行に伴い、篠町夕日ケ丘三丁目を設定し、 並びに篠町の一部の区域及び名称を変更すること。